


平成 30 年 4 月 6 日

「登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について」のお知らせ

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 67 号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成 30 年 4 月 1 日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

上記記載がない場合には、主任技術者の要件を満たす基幹技能者としては認められず、当該業種の実務経験もしくは国家資格等を有していることを別途証明する必要があります。

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種類) について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。	
修了年月日 年 月 日	印
有効期限 年 月 日	
(登録基幹技能者講習実施機関の名称)	
(登録番号 第 番)	

この記載が必要になります

登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。

基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。

登録基幹技能者(資格者コード36)		建設業の種類
登録電気工事基幹技能者		土
登録橋梁基幹技能者		建
登録造園基幹技能者		大
登録コンクリート圧送基幹技能者		左
登録防水基幹技能者		と
登録トンネル基幹技能者		石
登録建設塗装基幹技能者		屋
登録左官基幹技能者		電
登録機械土工基幹技能者		管
登録海上起重基幹技能者		夕
登録PC基幹技能者		鋼
登録鉄筋基幹技能者		筋
登録圧接基幹技能者		舗
登録型枠基幹技能者		しゅ
登録配管基幹技能者		板
登録薦・土工基幹技能者		ガ
登録切断穿孔基幹技能者		塗
登録内装仕上基幹技能者		防
登録エクステリア基幹技能者		内
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者		機
登録建築板金基幹技能者		絶
登録外壁仕上基幹技能者		通
登録ダクト基幹技能者		園
登録保温保冷基幹技能者		井
登録グラウト基幹技能者		具
登録冷凍空調基幹技能者		水
登録運動施設基幹技能者		消
登録基礎工基幹技能者		清
登録タイル張り基幹技能者		解
登録標識・路面標示基幹技能者		
登録消防設備基幹技能者		
登録建築大工基幹技能者		
登録硝子工事基幹技能者		

○ 一般(法第7条2号ハ)の資格のみ